- 主文 被告は、原告に対し、2000万円及びこれに対する平成13年5月17日から支払済みまで年5分の割合による 金員を支払え。
- 2
- で文れた。 原告のその余の請求を棄却する。 訴訟費用は、これを3分し、その2を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。 3
- 事実及び理由

被告は、原告に対し、6594万円及びこれに対する平成13年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金 員を支払え。

事案の概要

第2 事案の概要 本件は、被告の従業員で制作局次長の職にあった者が自殺したという事件に関し、上記従業員の妻である原告が、被告に対し、第1に、主位的に、上記従業員が自殺したのは、被告が快適な労働環境を提供せずに、上記従業員の過重労働を黙認した結果であるとして、安全配慮義務違反あるいは不法行為(両者の関係は、選択的請求である。)に基づく慰謝料(上記従業員の慰謝料請求権を原告が相続した。)200万円を請求し、予備的に、安全配慮義務違反あるいは不法行為に基づく原告固有の慰謝料2000万円を請求し、第2に、被告の労使間で成立させた労災補償協定書に定められている退職金の3倍規定に基づく未払い退職金額4594万円を請求し、よって、上記合計6594万円及びこれに対する原告が被告に対して上記金額等の請求を行った日の翌日である平成13年5月17日から支払済みまで民法1400ない事実等 争いのない事実等

- 所定の年5分いの事事等等に関するであるがいるである方と、(4) 無いない。 (4) 無い 論の全趣旨)

- ものとする。」旨規定されている(甲10。以下「本件三倍規定」という。)。 (6) 被告は、平成9年8月4日、aの退職金として2297万円を支給した(甲17の1及び17の2、弁論の全趣旨)。また、被告は、原告に対し、特別弔慰金名目で1000万円を支払った(争いなし)。 (7) 原告、長男b、長女c及び二男dが遺産分割協議を行った結果、aの被告に対する慰謝料請求の全額を原告が相続することとなった(甲53の1ないし53の5)。 (8) 原告、長男b、長女c及び二男dは、平成13年5月16日、被告に対し、本件事件に伴う損害として1億1625万7300円(原告が7594万円並びに長男b、長女c及び二男dの3名が合計で4031万7300円の総合1525万7300円。)の支払いを請求した(甲18の1、弁論の全趣旨)。
 - 被告は,債務不履行責任を負うか(被告の安全配慮義務違反)。

(原告の主張)

(原告の主張)
ア 過失を認める前提となる法規、契約
(ア) 労働安全衛生法(以下単に「法」という。)69条によると、事業者は、労働者に対し、健康教育その他健康
保持増進に必要な措置の継続的、計画的な義務を有している。また、法13条及び労働安全衛生法施行令5条による
と、50名以上の従業員のいる職場においては、産業医という健康管理などを行うのに必要な医学知識のある専門の医
師を置くことが義務づけられている。
(イ) 法65条の3によると、事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように
努めなければならず、適正な労働条件及び業務の適正な配置配分を行うよう定められている。
(ウ) 被告は、aを雇用するに当たって、いわゆる労働契約を締結しており、その契約の内容は、労働者であるaに
対して過酷な労働条件や業務の分は行わず、ましてや、うつ病に罹患させることのないように配慮すべき義務などを含

んでいるものであると解される。

んでいるものであると解される。 イ 被告の注意義務 前記アで述べた法及び労働契約の内容に照らせば、被告には、以下のような注意義務があったことは明らかである。 (ア) 被告には、aが長時間労働を行わないように、また、休日出勤を行わないように、さらに、労使の板挟みで過重な苦しみを受けないようにという適正な労働条件を調えるべき注意義務があつた。 (イ) 被告には、労働者が職務上のストレスその他によってうつ病に罹患することのないように、また、不幸にしてうつ病に罹患した場合には、その発症を早期に発見して、早期に治療を受けられるようにするという注意義務があった。具体的には、①メンタルヘルス対策を十分に取ること及び②産業医による健康相談を実施することという注意義務である。

過失の存在

ウ 過失の存在 (ア) 被告には、前記イ記載の注意義務があったにもかかわらず、aに長時間の勤務、休日返上での労働及び有給休 暇を取らせていなどの適正労働条件措置義務違反の過失があった。 (イ) また、フルページシステム導入といったをでしたって一大事業の取り組み計画を実施するに当たっては、当然 のことながら、メンタルヘルス対策、産業医による相談は特に必要であったところ、被告においては、これらの措置を 全く取らなかったという過失がある。即ち、少なくとも、多忙を極め、深夜勤務や休日出勤も行い、有給休暇もほとん ど取れないでいる管理職の制作局次長であったaに対し、被告は、常に同人の健康に配慮し、特にうつ病に罹患しない ように注意すべきであった。仮に、被告においてメンタルヘルスの対策が取られており、aが産業医に健康相談ができていたのであれば、aがうつ病に罹患していることを早期に発見することができ、aには治療を受ける機会があったのであり、その結果、aは、全快して職場に復帰し、本件事件には至らなかったと思われる。ところが、被告は、何らの メンタルヘルス対策も立てず、また、実施もせず、ただただフルページシステムの実現を急がせたことから、本件事件に に至ったのである。

り、同年6月ころには睡眠が浅くなり、不眠を訴えていた上、風呂の中で大声で誰かを怒鳴りつけるような声を発し、さらに、被告を退職するから覚悟しておくようにと原告に対して述べ、その上、同年7月ころには、夜寝る際、海老のように曲がって寝るようになったり(aは、それまで、堂々と大の字に寝ていた。)、歯を磨くと嘔吐するようになったり(aは、それまで、堂々と大の字に寝ていた。)、歯を磨くと嘔吐するようになっていた。そして、aは、本件事件の数か月前からは顔色も悪くなり、日に日に痩せていった。以上の諸症状からすると、aはうつ病の予兆を十分に示していたのであり、aはうつ病であったか、あるいは、うっちあった可能性が極めて高かったのである。そして、うつ病に罹患した人の半数以上の人が自殺したいと考えたものがあるということから、aも仕事に追いつめられ、被告と本件労組との板挟みにあって、ついには退職を決意したものの、aの責任感の強さや、几帳面さ及び仕事熱心さ故に、また、退職届を出してもらえない恐れがあるということができずにいた。こうして、aは、次第に追いつめられて行き、逃げ場を失い、希望、い、ついに本件事件を引き起こしてしまったのである。オー以上のように、aは、aに対してしまったのである。よったのであり、被告は、aに対して債務不履行とよってうつ病に罹患し、その結果本件事件を引き起こしてしまったのであり、被告は、aに対して債務不履行を負うものといえる。よって、被告は、原告に対し、損害で述べる財料請求権を相続し、多には原告に対し、損害で述る違反による慰謝料請求権を有する。)。

による慰謝料請求権を有する。)。

(被告の主張)

フルページシステムへの移行計画は、aに過重労働を強いるものではなかった。したがって、aに過重労働はなか った。

病院を選任している。

被告は、不法行為責任を負うか。

(原告の主張)

(原告の主張)

(原告の王張) aは、被告での勤務時間内では処理できなかった仕事を自宅に持ち帰り、それを原告にも手伝わせていた。特に、フルページシステムへ移行するには、株式の株価を新聞に記載するための作業も仕事の一つであった。aは、株式会社名などを文字化する作業を自宅に持ち帰り、原告も4日間にわたり手伝ったりした。このため、原告は、1日に約8時間も被告のために上記仕事を手伝った。そうであれば、原告と被告との間には、直接の雇用関係はないけれども、被告は原告の手伝いによって業務上利益を得ているのであるから、原告と被告との間には雇用関係に準じた法律関係が発生したと考えることができる。以上のことから、原告は、被告に対し、安全配慮義務違反によるaの死亡に伴う原告固有の慰謝料請求権を有するものといえる。
(4) 過失相殺が認められるか。
(4) 過失相殺が認められるか。
(6)

(被告の主張)

(被告の主張) 仮に、被告に債務不履行責任あるいは不法行為責任が認められるとしても、原告側には以下の通りの事情があり、過失相殺あるいはその類推適用により7割の減額をすべきである。 ア 原告は、aに自殺の心配があったのに、被告に連絡することもなく、精神科医師に診察を受けさせ又は相談するなどの適当な処置も取らなかった。即ち、うつ病は、適当な治療で自殺を防げるものであり、治療を受ければ必ず治る病気である。そして、aがうつ病に罹患する前あるいは直後には、精神科の病院に行く、あるいは会社を休むなどの合理的な行動をとることを期待することも可能であったにもかかわらず、aはこのような行動を取っていなかった。また、原告は、平成〇年〇月〇日、出社しようとしていたaに対し、自殺などしないようにという趣旨のことを言ったり、その夜、警察に自殺事件が起さていないかを問い合わせたりなどしていることからすると、原告は、強くaの自殺を恐れていたものといるスのである。

の夜、警察に自殺事件が起きていないかを問い合わせたりなどしていることからすると、原告は、強く a の自殺を恐れていたものといえるのである。 イ a は、日頃から以下のとおり心身共に健康で、被告はこのことを知っていたのであるから、原告から a の異常を教えられない限り、a の自殺を予知できなかったといえる。 (ア) a は、 α 会館のトレーニング室に週1回から2回、1回2時間程度通っていた。 (イ) a は、定期健康診断では、アルコールの量と機会を減らすようにとの指示を受けていた他には問題はなく、a からも、同診断の際、食欲不振や不眠など異常を示す申出はなかった。 (ウ) a は、長距離走及び遠泳などに積極的に参加し、今後も続けることを周囲に宣言していた。 (エ) a は、自殺の前日(平成〇年〇月〇日)の夕方にも β の γ ホテルでサウナに入っており、むしろ外観は人並み以上に健康であった。

以上に健康であった。 (オ) aは、平成9年5月末から同年7月末ころまで、休日もアスレチックに通っていたことからすると、本件事件 の日もアスレチックに行ってサウナに入ったと想像される。このような、外観、行動から、周囲はaの自殺を全く予知

の日のパレップグに行うでクックに入りたと心臓でれる。とのような、が既、行動がも、周囲はるの日々と至くすができなかった。 できなかった。 ウ 自殺は、被害者が自分で意図して被害を招く行為である。したがって、あえて被害を招きながら全額の賠償を求めるのは公平に合しない。 エニュの置かれた状況において、誰もが自殺を選択するものとはいえず、本人の素因に基づく任意の選択であったとい

う要素を否定できない。 (原告の主張)

aには、業務外で慢性疲労やうつ病に罹患するような原因は全くなかった。また、aの性格も本来明るくて頑張り屋であった上、通常の多くの人が有している性格の持ち主であった。したがって、本件において、過失相殺を主張するのは論外である。特に、被告は、aに過酷な労務を押しつけ、aが被告と本件労組との板挟みにあって苦しんでいるのを知っていたのであるから、被告こそ、原告に対し、aの体調が悪くないか、aが仕事のことで悩んでいないか、何かあったら被告に相談して欲しいと連絡すべきであった。また、aの性格は、上記のとおり特別変わった性格ではなく、通常の多くの人が有している性格であったのであるから、aの個性は、過失相殺の理由となるものではない。そして、被告としては、aの自殺を予知することが十分可能であったのである。以上の点から、被告の過失相殺の主張は認められない。 ない。

(5) aに本件三倍規定の適用があるか。

(原告の主張)

(原告の主張)
ア 本件三倍規定は、業務上死亡したことにより被告を退職した場合を特別排除するものではない。なぜなら、本件労災協定自体において、業務上死亡して被告を退職した場合に、業務上の負傷、疾病で退職した場合と同等ないしそれ以上の保護を与えるという規定があれば、業務上死亡して被告を退職した場合には、本件三倍規定の適用はないといっても不自然ではないが、本件労災協定のどの規定を見ても、業務上死亡した場合について、業務上の負傷、疾病の場合においしそれ以上の保護を定めた規定はない。そうであれば、人の生命は負傷や疾病よりも重大であるから、少なとも生命を失った場合には負傷や疾病よりもより保護されるべきは当然である。イまた、aは、中間管理職であったから本件労組の組合員ではなかった。しかし、労働組合法17条の「一般的拘束力」の規定に基づき、また、被告の労使の労働慣習に基づき、労使間で締結されていた本件労災協定はaにも当然適用があるものといえる。

ウー以上から、被告は、aの場合に本件三倍規定の適用を認め、3倍の退職金を支払うべきである。なお、aの 退職金額は、6891万円(2297万円×3)となるが、前記争いのない事実等(6)のとおり、原告は、通 職金額2297万円を既に受領しているので、原告は、被告に対し、残金である4594万円の支払いを求める。 原告は、通常の退 (被告の主張)

、H 労災協定は、被告と本件労組との労働契約であり、組合員でないaには効力が及ばないものである。したがっaは、本件労災協定に従って請求する権利はない。 5) 被告が、aに本件三倍規定の適用を否定することは信義則違反か。 本件労災協定は,

(原告の主張)

(原日の主張) aは、被告と労働契約を結んだ上で労働に従事していたところ、非組合員になっても被告と本件労組との労働協約が 非組合員にも適用されるという期待を抱いて働いていた。ところが、被告は、本件事件において、本件労災協定がaに 対しては適用されないと主張する。このことは、aの上記期待権を裏切るものであり、かつ、信義誠実の原則にも反す るものといえる。

(7) 慰謝料の額

(原告の主張)

(原告の主張) ア 上記(1)及び(2)の各(原告の主張)で述べたように、aは、被告の過失行為によりうつ病に罹患し、本件事件を惹起した。aは、被告のために命をかけて懸命に働き、業務の過酷さから逃れるすべも見いだせないまま、妻や子を残して自ら死を選ばなければならなかったのであり、このaの無念さは誠に断腸の思いであったろうと察せられる。以上のことを考慮すると、aの慰謝料としては、3000万円が相当であるといえる。イまた、最愛の夫であるaにある日突然に先立たれた原告は、あまりのショックに打ちのめされ、時が経つにつれてその悲しみと嘆きは深まるばかりであった。aの死は業務に起因するものであることを認めて欲しいという原告の願いは被告から受け入れられず、逆に労働災害を主張する原告が被告から非難され、原告の苦悩は深まった。さらに、被告の、分下円が担当である。 00万円が相当である。

(8) 損益村 (被告の主張) 損益相殺

(教育の主張) 原告は、遺族補償年金を受給しており、本件事故後から本件口頭弁論終結時までの7年間の受給分を控除すると、その額は2610万0634円(372万8662円×7年間)となる。また、特別弔慰金として1000万円を受給している。この合計、3610万0634円を原告の損害から控除すべきである。そして、前記(4)(被告の主張)のとおり、過失相殺を行えば、仮に、aの逸失利益を54歳から60歳までを3164万3324円とし、また、61歳から67歳までを1440万1313円としてそれに慰謝料を3000万円を加算しても(したがって、損害の合計は、7604万4638円となる。)、追加支払いは以下のとおり必要ないこととなる。7604万4638円×0.3-3610万0634円=-1328万7242円(1円未満切り捨て。)

(原告の主張)

原告は、被告から特別弔慰金として1000万円を受領したが、 これを慰謝料の内入れ金と理解して、慰謝料額30 00万円から1000万円を控除して、慰謝料として2000万円を請求しているのである。

争点に対する判断 争点(1)について

(1) 前記争いのない事実等並びに証拠(甲1, 2, 3, 5, 7の1及び7の2, 8, 9, 11, 19の1, 23の5, 24, 32, 38, 40, 41, 45, 47, 48, 乙1, 6の1ないし6の17, 7の1ないし7の13, 10, 15, 16, 証人g委員長, 証人j, 証人k, 証人e, 証人f取締役,原告本人)及び弁論の全趣旨によれ

制作部は文章を入力する部である。 ウ 平成9年当時,被告の上司には制作局長の i がおり,更にその上司には常務取締役(制作担当)の h がいた。そして,もう 1 人の常務として,総務局長兼企画室長である f 取締役がいたが, f 取締役と a とは,別の組織系統に属して

いた。

エフルページシステムへの移行計画はスタートしたが、フルページシステムへの移行計画には日程上無理があったことから、組み版ワークステーション(CWS)の研修が間に合わないという問題が生じたり、運用テストや移行リハーサルも十分に行えず、さらに、機械(A 2 スキャナー)の不具合が生じるなどの問題が発生した。このようなことからフルページシステムへの当初の移行計画の実現は徐々に困難となっていった。その中で、労使の代表で構成されるフルページ検証委員会の第1回会合が平成9年7月11日ころ開催され、組合側からフルページシステムへの移行計画の問題点が指摘されるなどした。そこで、平成9年7月22日ころの局長会においてフルページシステムへの移行計画の1カ日延期が決められ、同月24日に開催された第2回フルページ検証委員会でフルページシステムへの移行計画の1か日延期が発表された 月延期が発表された。 オ aは、管理職であり、

いかと心配するようになった。 (ク) j は,本件事件の4日前に,原告から,aが夜中にうなされる,aに対し,被告を辞めてくれと言っても,被告を辞めると言ってくれない,aのことが心配なので力を貸して欲しいという趣旨の電話を受けた(なお,上記aの状況については,j がa 宅に着いた後に原告から聞いたかもしれない。)。j は,原告の電話の内容がいつもと違うことがら,直ぐにa宅に行った。j が,a と会うと,a は,髪がぼさぼさで,頬はこけ,背は丸くなり,急に年をとった感じであった。また,原告は,落ち着きがなく,おろおろしていた。j は,これ以上aに仕事を頑張らせてはいけないと思い,被告を退社することを勧めた。しかし,a は,a 自身も被告を辞めた方が良いと考えているが,a が被告に対して退社を申し出ても,被告側はフルページシステムへの移行計画が実現するまでは a の退社を認めないし,仮に a が被告を退社すれば,a の代わりの者が苦しむので辞めることはできないと話した。そこで,j は,仮病を使って休暇願を出すように勧めたが,これに対し,a は,そのような卑怯な方法はできないと述べた。 (ケ) a は,平成9年〇月〇日(土曜日)午後10時ころ,突然原告を誘って飲みに出かけた。 原告は,a に対

し、なぜ出勤するのか尋ねた上、aが自殺しないように、子供たちがいるからね、結婚を控えているからねと述べた。ところが、その夜、aは帰宅しなかった。原告は、不安になり、翌〇日午前2時ころ、何か事件がないか警察に電話で尋ねた。しかし、何も事件はなかった。また、原告は、同日午前4時ころにも何か事件がないか警察に電話で尋ねた。この時も、何も事件はなかった。その後、同日午前8時30分ころ、稲佐署から原告に電話があり、原告は、本件事件

(3) aのうつ病の罹患 前記(1)の認定事実からすると、aは、まじめで仕事熱心な性格であったことから、うつ病親和性があったといえるところ、aは、通常の新聞発行作業を制作部の要として行っていた他、フルページシステムへの移行作業に関しても制作部の要として関与するようになったことで、平成8年暮れころからは慢性的に疲労がたまるようになり、その上、平成9年5月ころからは休日も休まず出勤することでストレスがたまっていた上、同年6月ころからは睡眠不足となり、同年7月には原告もaが自殺するのではないかと考えるような状態になっていったのである。以上のようなaの状態からすると、aは、遅くとも同年7月にはうつ病に罹患していたといえる。 (4) aの自殺とうつ病との因果関係 前記(1)の認定事実からすると、aは、うつ病に罹患していたところ、平成9年7月には、フルページシステムの移行計のであるのに、機械の故障が生じ、研修の予定が狂った上、同月24日には、フルページシステムへの移行計画が1か月延期されたが、aにとって、それだけではフルページシステムの問題が解決できないと思えたのに、さらに、フルページシステムへの移行が1か月延期されたとって、それだけではフルページシステムの問題が解決できないと思えたのに、さらに、つ病が悪化していき、希死念慮に捉えられ、本件事件を引き起こしたと考えられる。 以上からすると、本件事件は業務起因性(aの業務とうつ病との因果関係及びaのうつ病とaの自殺との因果関係)が認められる。

が認められる

被告の安全配慮義務違反の有無

(5) 被告の安全配慮義務違反の有無 ア 使用者は、労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を 提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)を負ってる (最高裁昭和58年(オ)第152号昭和59年4月10日第三小法廷判決・民集38巻6号557頁)。事業者の 場合については、法が、「事業者は、単に法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適 場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。 定め(法3条1項)、その具体的措置として、第1に、事業者に安全衛生管理体制をとることを義務付け(法第3章) 第2に、事業者に労働者の危険又は健康障害を防止する義務を定め(法第4章)、第3に、事業者に労働者の 当たって安全衛生教育などを行うことを義務が(法第6章)、第4に、事業者に健康の保持増進のための指うでに 当たって委会でいることを義務がが、第7章の2において、事業者に健康の保持境を形成するるよことを を対け、(法第7章の2において、事業者に健康の保持境を形成するるようにとなければならないこと定めていることがあず、第7章の2において、事本的内時間又は過酷な職場環境を配成労働よる力 しなければならないこと定めていることによって受けるであろう心理面又は精神面への影響にも十分配慮 するのみならず、労働者が労働に従事することによって受けるであろう心理面又は精神面への影響にも十分配慮 するのみならず、労働者が労働に従事することによって受けるであろう心理面又は精神面への影響にも十分配慮 するのみならず、労働者が労働に従事することによって受けるであるう心理面又は精神面への影響にも十分配慮 もれに対して適切な措置を講ずべき義務があるものと解される。そして、上記措置は、事業の規模、種類及び内容並びに

作業態様等により異なるものであるから、上記諸事情を考慮した上で個別に判断すべきである。イ本件の場合、aは、フルページシステムへの移行計画が実施されたことにより、被告の制作局次長兼制作部長として通常の新聞発行作業を行う他にフルページシステムへの移行計画の作業を行わなければならなくなった(日常の業務以上の労務を長期にわたって行わなければならなくなった。)上、aは、制作局の仕事の要であると同時にフルページシステムへの移行計画の制作局の要であったのであるから、被告としては、aが上記は、中間管理職として、当時でのであるから、では、aが上記は、中間管理職として、労使の根理をすべきであった。しかも、aは、中間管理職として、労使の根理をすべきであった。しては十分に配慮すべきであった。そして、労使被が、aの置かれた状況を配慮し、適切な処理を行っていれば、aのうつ病を早期に発見することができ、本件事件を防ぐことができた可能性が極めて高いといえる。ところが、被告は、上記配慮を一切せず、aがうつ病に罹患したことも把握できずにいたのであり、その結果、本件事件が引き起こされてしまったのである。したがって、被告には、安全配慮義務違反があったことは明らかである。よって、被告は、aに対して債務不履行責任を負う(なお、被告は、後記3のとおり、原告に対して債務不履行責任を負わない。)。2 争点(2)について (1) 本件の場合、前記1 (3) 及び(4)で認定したとおり、不法行為との関係でも、本件事件の業務起因性(aがaの業務によりうつ病に罹患したこと及びaのうつ病のうつ状態が更に悪化して、aが自殺したこと。)が認められる。

- - 労働協約は、締結当事者である労働組合の組合員に対してのみ効力を生じ、組合員以外の社員には効力が生じ

ないのが原則である。しかし、その例外が一般的拘束力であり、労働組合法は、事業場単位の一般的拘束力(同法17条)と地域的な一般的拘束力(同法18条)の二つを規定している。前者は、一つの工場事業場に常時使用される同種の労働者の4分の3以上の数の労働者が一つの労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるとするものである。そこで、非組合員であるaaについて事業は単位の一般的拘束力の適用があるのかが問題となる。そして、上記のような事業場で向一般的効力が適用されるには、っか同種の労働者に該当することが必要となるが、非組合員である管理監督者(労働組合法2条ただし書1号)は、労働組合法上労働協約の適用を予定されていない者であり、同種の労働者に該当しないものと解される。この点、aは、労働組合法上労働協約の適用を予定されていない者であり、同種の労働者に該当しないものと解される。この点、aは、被告の制作局次長兼制作部長であることからすると、aが労働組合法2条ただし書1号が例示する「役員、人事権を有する監督的労働者、労働関係についての機密に接する監督的労働者、その他使用者の利益を代表する者」に該当しないとまでは言い切れず、aに本件労災協定が適用されるとまでは認められない。(2)また、仮に、aに本件労災協定が適用されるとしても、本件三倍規定は、業務上の負傷、疾病によってやむを補償のほかに最低き千万円の補償金の支給と遺族の生活保障をする。」と規定しているのであり、この規定によるべきである。したがって、業務上死亡したaの場合には、本件三倍規定は適用されないといえる。

争点(6)について

仮に、 aが、非組合員になっても本件労災協定が自己に適用されると期待していたとしても、そのような期待は特法的に保護するに値せず(もし、このような期待を保護するのであれば、労働組合法が一般的拘束力を一定の限度であた趣旨の意味がなくなる。)、 aに本件三倍規定を適用しないことが信義誠実の原則に反するとまでもいえない。 そのような期待は特に - 定の限度で認 争点(7)について

aの慰謝料の額について(不法行為に基づく請求及び安全配慮義務違反に基づく請求の場合)

aは、被告のために一生懸命稼働していたにもかかわらず、被告が本件事件を防ぐための措置をとらず、そのため、本件事件が引き起こされたことからすると、aの慰謝料額は、3000万円とするのが相当である。 (2) 原告固有の慰謝料の額について(不法行為に基づく請求の場合) 本件の場合、a個人の慰謝料請求(主位的請求)が認められる以上、原告固有の慰謝料(予備的請求)の額について

は、判断しない。

争点(8)について

8 争点(8)について
(1) 被告は、原告が遺族補償年金を受給していることから、これを慰謝料から控除すべきである旨主張する。確かに、労働者災害補償保険法附則64条1項は、労働者の遺族が遺族補償年金を受けるべき場合であって、同一の事由について、事業主から民法その他の法律による損害賠償を受けることができる場合の当該損害賠償と保険給付との間の調整措置を定めているが、ここに同一の事由とは、労働災害が同一でなければならないことはもちろんであるが、賠償の対象である損害の種類の同一性も要求されるところ、慰謝料は、労働者の稼得能力の回復・填補を趣旨とする労災保険給付による填補の対象とはなっていないのであるから、上記調整の対象となることはない。したがって、原告が遺族補償年金を受給しているとしても、そのことが慰謝料額に影響を及ぼすものではない。
(2) 特別弔慰金1000万円が慰謝料から控除されることは、当事者間に争いがないので、この額は、慰謝料額3000万円から控除されるものである。したがって、慰謝料額は、2000万円となる。

9 結論

9 析論 よって、原告の請求は、安全配慮義務違反に基づいて(原告は、主位的請求及び予備的請求のいずれにおいても安全配慮義務違反と不法行為とを選択的に請求しているところ、本件においては、主位的請求として安全配慮義務違反及び不法行為のいずれも認められることから、裁判所は、特別な社会的接触の関係に入ったaと被告との法律関係の問題として、主位的請求の内の安全配慮義務違反を選択する。)2000万円及びこれに対する原告が被告に対して慰謝料請求等を行った日の翌日である平成13年5月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却し、主文のとおり判決す

長崎地方裁判所民事部 裁判官 伊東譲二